

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小豆島町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）入部地区）を行うことについて令和5年12月27日適当と決定した。

その関係書類を小豆島町建設課において令和6年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和6年1月12日

香川県知事 池 田 豊 人